経　済　産　業　省

２０１４１００３公開資第１号
平成２６年１１月４日

行政文書開示決定通知書

木野　龍逸　殿

資源エネルギー庁長官　上田　隆之

平成２６年１０月３日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

１．開示する行政文書の名称
福島第一原発構内で発生した作業員の傷病に関して、東京電力株式会社から資源エネルギー庁に送られた連絡の記録（メール）。（期間２０１４年1月～9月２６日）

２．不開示とした部分とその理由
(a) 個人に関する情報
上記１．の行政文書中、個人が特定できる情報（氏名・メールアドレス・電話番号・病名）については、法第５条第１号に該当するため不開示とした。
(b) 商標登録された商品名および一部病院名（所在地含む）に関する情報
上記１．の行政文書中、商標登録された商品名および一部病院名（所在地含む）については、公にすることにより、非難、中傷等が行われるおそれがある等、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものであり、法第５条第２号イに該当するため不開示とした。

※　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定に基づき、資源エネルギー庁長官に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。）

※　この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に対して行うことができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。